

2023年11月13日

大阪市長 横山 英幸殿  
大阪環境局長 堀井 久司殿

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/>  
〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4番2号  
カサビアンカ関目103  
担当:山川よしやす(事務局長)  
電話:090-8536-3170  
メール:yama09085363170@gmail.com

## 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価準備書説明会」について 大阪IR株式会社の欠席は、大阪市環境影響評価条例違反である これを認めた大阪市長・大阪観光局長に抗議し、早急な改善を求める

2023年11月11日(土)、「大阪市環境影響評価条例」に基づき事業者による第1回「環境影響評価準備書説明会」が開催された。私たちは、これを「説明会」として認めることは出来ない。

### <第1に>この「説明会」は「大阪市環境影響評価条例 第16条」に違反しており無効である

「大阪市環境影響評価条例」第2条(定義)3項は、「事業者」について「対象事業を実施し、又は実施しようとする者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をし、又は委託をしようとする者)をいう」と定めている。「事業者」には「委託する者」は含むと明記する一方で「委託される者(受託者)」は含んでいない。条例は明らかに「事業者の責任」と「受託者の責任」は峻別して、前者に準備書の作成や説明会の開催を義務付けている。

ここには、事業を委託された会社(MGMリゾートやオリックス)は含まれない。「委託をし、委託をしようとする者」とは、委託を「受ける者」ではなく「(受注業者や下請け企業に)委託する者」であるから、「大阪IR株式会社」だけがここでいう「事業者」でなければならない。

しかし「説明会」には「事業者」である大阪IR株式会社は誰一人として出席していなかった。「委託を受けた」と主張するMGMリゾート、オリックス、中央復建コンサルタンツ株式会社のみで行った「説明会」は、「大阪市環境影響評価条例第16条」に違反しており無効である。見解を求める。

さらに「事業者のいない説明会は開催できない」と質すと、MGM関係者が「大阪市担当者に了解をもらっている」と答えた。「どこの部署か」と問うと一切答えず、MGM関係者はその場で担当部署に電話し、「再確認を得た」という。これは事実か答えていただきたい。また事実であれば、大阪市自らが「大阪市環境影響評価条例」違反行為をしたことになる。厳重に抗議する。

参加者が抗議すると警備員を動員し、怒号の中で一方的な「説明」が強行された。事業者が「説明会」を「開催」することを義務付けられているのは、「事業者」自身が会場からの質問を受けたり回答したりすることを含め、周辺住民に十分な事業内容の把握や意見表明の機会を保障する趣旨を持っている。したがって、「委託を受けた受注業者が代理して説明する」というのは条例違反である。

総じて「事業者」である大阪IR株式会社関係者が一人も出席していない「説明会」は、「大阪市環境影響評価条例」に違反している。見解を求める。

### <第二に>大阪IR株式会社について、その実態が不明である

大阪IR株式会社のホームページ( <https://osaka-ir.co.jp/#CompanyProfile>)を確認しても、「代

表取締役:エドワード・パウワーズ、高橋 豊典「所在地:大阪市北区中之島3-3-23」「四半期報告書」などわずかな情報しか記載されていない。電話もメールアドレスもない。以前、所在地である「ダイビル」に行った際にも社名の入った看板さえない。また唯一確認できる連絡先とする東京局番(03-4520-0599)に電話すると、これもまた委託を受けた会社につながるだけで、大阪IR株式会社には一切連絡もできない。

大阪府市は、なぜこのような社会的信用さえ確立できていない大阪IR株式会社と夢洲IR・カジノ誘致の本契約にあたる「実施協定」を締結したのか。実体のないペーパー会社同然の会社と府市が「実施協定」を締結し、住民に重大な影響を及ぼす事業を営む地位を与えることには重大な問題がある。企業経営の実態を把握できず、その企業の責任の所在が不明朗であり、万が一の場合に賠償義務が履行されるか否かも不透明といえる。

私たちは、大阪府知事に対して「実施協定」などの公文書開示を求めた。しかしそれらはみな部分公開であり、「鑑及び記名押印面」だけで内容については一切不明であった。788億円もの税金を使い夢洲IR・カジノ誘致のために土地改良工事を行うにあたり、「実施協定」を締結した大阪IR株式会社の基礎情報さえ大阪府市民に開示できないのは何故か。理由を問う。回答を求める。

### <第3に>「説明会」開催についての周知徹底と公開についてである。

「説明会」は夢洲IR・カジノ工事を進めるうえで、「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことが出来る良好な都市環境の確保に資する」ことを目的として、開催日時など予め広く周知しなければならない。しかし条例に定められた周知義務を事業者である大阪IR株式会社は十分に行っていない。参加者は極めて少ないものであった。

4月、「区域整備計画」の認定時に7条件が付された。その一つである「住民との双方向の継続した対話の場」を大阪府市は責任を持って取り組む立場にある。

横山大阪市長並びに堀井環境局長は、大阪市環境影響評価条例に基づき、大阪IR株式会社に対し「説明会」開催について地域住民への周知を徹底することを強く求めることを申し入れる。

さらに、対象とする地域を此花区、港区、住之江区の3区に留めたことに合理性はない。夢洲IR・カジノ事業における工事は大阪市だけでなく大阪府域・関西圏全域に影響する。対象地域の見直しを求める。

また「説明会」では冒頭、司会者から「事務局は録音・映像記録を行うが、参加者には撮影・録音等を禁止する」と高圧的な態度で注意事項が宣告され、報道関係者は誰一人いないという秘密主義が徹底された。このような条件では、「大阪市環境影響評価条例」に基づく「説明会」の目的は達成し得ない。大阪IR株式会社に対し、公開を旨とする改善を大阪府市から強く指導することを求める。

以上から、今回の「説明会」は無効とし、大阪IR株式会社の出席のもとで再度「説明会」を開催するよう指導することを求める。

尚、上記についての見解及び文中で質問した内容について11月15日(第3回「説明会」の前日)までに文書で回答することを求める。

以上。